

「ラー麦」の商標使用について

平成31年4月1日
福岡県農林水産部水田農業振興課

「ラー麦」の商標（名称・ロゴマーク）使用について、使用取扱要領に定める事項のほか、以下のとおり取り扱うものとする。

(1)

「ラー麦」の商標は、小麦粉、ラーメン、および中華麺に限って使用を認めています。それ以外の使用については、県庁水田農業振興課にお問い合わせください。

(2)

「ラー麦」の商標は、九州エリア（沖縄県・山口県を含む）内に限って使用を認めています。

ただし、九州エリア内に店舗・事業所・工場等があり、九州エリア内で「ラー麦」商品を販売する事業者については、九州エリア外での使用も認めるものとします。

(3)

福岡県以外の地名が付されている商品での使用は認めません。

(例：札幌ラーメン等)